



平成 2 5 年 第 4 回
占冠村議会臨時会会議録



自 平成 2 5 年 7 月 3 0 日

至 平成 2 5 年 7 月 3 0 日

占 冠 村 議 会

平成25年第4回占冠村議会臨時会会議録（第1号）

平成25年7月30日（火曜日）

○議事日程

		議長開会宣言（午前10時00分）
日程第 1		会議録署名議員の指名について（6番・7番）
日程第 2		会期決定について
		議長諸般報告
		総務産業常任委員会所管事務調査報告
		村長行政報告
日程第 3	議案第 1号	平成25年度占冠村一般会計補正予算（第3号）
日程第 4	議案第 2号	平成25年度占冠村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
日程第 5	議案第 3号	平成25年度占冠村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

○出席議員（8名）

議長	8番	相川 繁治 君	副議長	1番	小峰 義雄 君
	2番	長谷川 耿聰 君		3番	山本 敬介 君
	4番	五十嵐 正雄 君		5番	佐野 一紀 君
	6番	工藤 國忠 君		7番	木村 一俊 君

○欠席議員（0名）

○出席説明員

村 長	中村 博 君	副 村 長	堤 敏 満 君
会 計 管 理 者	小林 潤 君	総 務 課 長	田 中 正 治 君
企 画 商 工 課 長	伊藤 俊幸 君	保 健 福 祉 課 長	小 尾 雅 彦 君
福 祉 施 設 推 進 室 長	中田 芳治 君	産 業 建 設 課 長	尾 関 昌 敏 君
林 業 振 興 室 長	田畑 泰行 君	ト マ ム 支 所 長	岩 谷 健 悟 君
財 務 担 当 主 任	野原 大樹 君	農 業 担 当 主 幹	阿 部 貴 裕 君
土 木 下 水 道 担 当 主 幹	岡崎 至可 君	水 道 担 当 主 幹	小 林 昌 弘 君
林 業 振 興 室 主 幹	鈴木 智宏 君		

（教育委員会）

教 育 長	藤本 武 君	教 育 次 長	中田 利明 君
-------	--------	---------	---------

○出席事務局職員

事 務 局 長	窪田 敏雄 君	主 査	岡崎 香織 君
---------	---------	-----	---------

開会 午前10時00分

◎開会宣言

○議長（相川繁治君） ただいまの出席議員は8名です。定足数に達しておりますので、ただいまから平成25年第4回占冠村議会臨時会を開会します。

◎開議宣告

○議長（相川繁治君） これから、本日の会議を開きます。

◎議事日程

○議長（相川繁治君） 本日の議事日程は、あらかじめ、お手元に配付したとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（相川繁治君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期臨時会の会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、議長において、6番、工藤國忠君、7番、木村一俊君を指名します。

◎日程第2 会期決定について

○議長（相川繁治君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日、1日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって会期は、本日1日間に決定しました。

◎議長諸般報告

○議長（相川繁治君） これから、諸般の報告

を行います。

事務局長。

○事務局長（窪田敏雄君） （記載省略）

○議長（相川繁治君） 次に、議長に提出された総務産業常任会の報告書について説明を求めます。

総務産業常任委員長、長谷川耿聰君。

○総務産業常任委員長（長谷川耿聰君） 平成25年6月26日、占冠村議会議長、相川繁治様。占冠村占冠村議会総務産業常任委員長、長谷川耿聰。所管事務調査に関する調査報告について。このことについて、次のとおり事務調査を実施したので報告する。記、1、調査期日、平成25年6月18日。2、調査事項、(1)村有林の調査について（中トマム）。(2)林業専用道タンネナイ線（開設）の調査について。(3)ニニウ自然の国の現状調査について。3、調査経過、調査にあたっては、村長、各担当者の同行により、現地説明を受けながら実施した。4、調査結果。(1)村有林の調査について（中トマム）。今回の施業地は、干害防備保安林に指定されているため、施業区域面積33.66ヘクタールのうち伐採率は概ね20%程度にとどめている。事業実施にあたり毎木調査はしっかり行われていた。今後においても、事前調査を含めた森林整備を進められたい。なお、作業にあたり既設の集材路の活用にあたっては、湧水箇所が多いので、排水整備や補強対策が必要と思われるので、留意願いたい。(2)林業専用道タンネナイ線（開設）の調査について。タンネナイ線は、平成22年度から林道整備が進められ、今年度の工事延長は1,000メートルを計画している。平成24年度からは林業専用道（一般車両の通行制限）として施行しているため、車道幅員は3メートルと狭く、また路面は簡易な資材による横断排水工のみであるので、適切な維持管理に努められたい。(3)ニニウ自然の国の現

状調査について。ニニウキャンプ場のオープンにより観光客の出入りが多くなるので、破損状態の施設は安全管理上、早急に解体すべきである。なお、解体後の跡地利用については、十分検討の上、進められたい。5、調査の継続。委員会での調査の結果は上記のとおりであるが、今後も引き続き調査を行うものと決定した。以上です。

○議長（相川繁治君） これで、諸般の報告は終わりました。

◎村長行政報告

○議長（相川繁治君） 村長から行政報告の申し出がありました。これを許します。

村長。

○村長（中村 博君） おはようございます。ただいま、議長よりお許しがありましたので、行政報告をいたします。

審議資料の2ページをお開きください。平成25年6月13日以降の行政報告でございます。まず、報告事項について申し上げます。別に配布した行政報告をご参照願います。

報告事項、通信網不感不安定現場での情報伝達統制実証訓練について。平成23年5月27日に発生したJR石勝線の特急列車脱線炎上事故を教訓とした、無線中継車による情報伝達実証訓練を、7月22日事故があったJR石勝線第1ニニウトンネル占冠側坑口で行いました。訓練参加機関は、旭川消防本部、富良野広域連合消防本部、富良野広域連合富良野消防署占冠支署、占冠村です。訓練内容は、無線不感不安定地帯である当該地の現地状況を、旭川消防本部配備の無線中継車が、北海道総合行政情報ネットワークを通じて旭川消防本部通信指令室と占冠村へ電話とFAXによる伝達を行い、富良野広域連合富良野消防署占冠支署へは旭川消防本部通信指令室と占冠村の両方から電話とFAXによ

り伝達を行うものでした。また、FOMA回線では、現地カメラからの画像を役場内のモニターで伝えられました。2年前の列車事故では、現地からの情報が乏しく、事故の状況、被災者数等を把握できないまま避難場所を確保しましたが、避難者への対応に苦慮いたしました。今回の実証訓練では、事故対策本部統括本部になっている役場庁舎内で、現地の鮮明な画像を見ることができることから、今後、村内の電波不感地帯の事故においても状況把握、現場と対策本部の連携がスムーズになり、避難者には適切な対応が可能となりました。訓練に使用された無線中継車は、総務省消防庁が全国に21台、北海道では旭川消防本部に1台配備したもので、各地から要請があれば出動するとの説明を受けております。

主な用務は記載のとおりです。

入札につきましては、3ページに記載のとおり、トマム団地屋根塗装工事他、9件執行しております。

以上で、行政報告を終わります。

○議長（相川繁治君） これで、行政報告は終わりました。

◎日程第3 議案第1号 日程第4 議案第2号

○議長（相川繁治君） 日程第3、議案第1号、平成25年度占冠村一般会計補正予算、第3号の件から日程第5、議案第3号、平成25年度占冠村公共下水道事業特別会計補正予算、第2号までの件、3件を一括議題にします。

提案理由の説明を求めます。

議案第1号については、総務課長、田中正治君。

○総務課長（田中正治君） 議案書の1ページをお開きください。議案第1号、平成25年度占冠村一般会計補正予算、第3号をご説明いたし

ます。ご提案いたします平成25年度占冠村一般会計補正予算、第3号は歳入歳出それぞれ1億6,560万円を追加し、歳入歳出予算の総額を25億640万円にしようとするものでございます。内容について事項別明細書で歳入からご説明申し上げます。

議案書の5ページをお開きください。10款、1項、地方交付税において交付税算定が終わり、確定値ではございませんが、増額が見込まれることから、普通交付税で3億3,000万円の増額です。

18款、1項、繰入金において1目、財政調整基金繰入金、8目、減債基金繰入金で交付税の増額により、それぞれ財政調整基金繰入金で1億3,140万円の減額です。減債基金繰入金で1億円の減額でございます。7目、林業振興基金繰入金は木質バイオマス推進モデル事業関係に充当するため3,000万円の増額、9目、過疎地域自立促進特別事業基金繰入金でニニウサイクリングターミナル解体等工事に充当するため958万円の増額でございます。

19款、1項、繰越金において前年度繰越金、742万円の増額でございます。

20款、5項、雑入において木質バイオマス推進モデル事業にかかる補助金戻入で2,000万円の増額でございます。

次に歳出についてご説明申し上げます。6ページ、2款、1項、総務管理費において財政調整基金積立金5,000万円の増額でございます。

4款、1項、保健衛生費において水道事業にかかる用地取得費により、水道会計繰出金600万円の増額でございます。

6款、1項、農業費においてニニウサイクリングターミナル等解体工事にかかる予算計上で、役務費では浄化槽清掃、家電処理などの手数料118万円の増額。工事請負費で3,472万円の増額でございます。

7ページ、6款、2項、林業費において木質バイオマス推進モデル事業関係の予算計上が主となっておりますが、普通旅費11万円の増額。消耗品費は地域おこし事業関係で12万4,000円の増額。修繕料は薪生産施設のため既存施設の修繕料250万円の増額。工事請負費では管理棟及び休憩室建設工事450万円の増額。備品購入費では薪生産グラブソナー購入費1,950万円、ミニホイールローダー購入費650万円、薪割機購入費700万円の増額でございます。負担金、補助及び交付金で3,864万円の増額でございますが、木質バイオマス推進モデル事業の補助団体は村を含めた協業体への補助制度となっていることから、木質バイオマスボイラー設置工事につきましては、負担金として協業体へ支出し、事業生産により、補助金などを村へ戻入れることとなります。3,864万円の内訳ですが、木質バイオマスボイラー設置工事1,449万円。配管等設備工事、2,415万円となっております。20節の扶助費はエビペン携行助成として2万円の増額でございます。

次に8ページ、8款、4項、都市計画費において当初予算より個別排水処理施設整備件数が増加したことから、報償金として6,000円の増額。下水道会計繰出金140万円の増額でございます。

12款、1項、公債費は財源振替でございます。

議案書2ページ、補正後の歳入歳出予算の金額は第1表、歳入歳出予算補正のとおりです。以上、よろしくご審議をお願いします。

○議長（相川繁治君） 議案第2号及び議案第3号については産業建設課長、尾関昌敏君。

○産業建設課長（尾関昌敏君） それでは議案書の9ページをお開きください。議案第2号、平成25年度占冠村簡易水道事業特別会計補正予算、第2号の提案理由を説明します。事項別明細書から説明いたします。12ページをお願いし

ます。

まず、歳入ですが2款、1項、1目、1節、一般会計繰入金が600万円の増加です。

3款、1項、1目、1節の前年度繰越金が110万円の増加となっています。

次に歳出ですが、4款、1項、1目、新営改良費の15節、工事請負費が排水管新設工事として110万円の増加でございます。この工事は村の美園地区の宅地分譲地を購入し、今年度住宅建設を予定している住宅に水を供給するための水道管を設置する工事でございます。同じく17節の公有財産購入費につきましては、今年度工事着手予定のトマム地区水道施設工事に伴う、用地取得費600万円を計上いたしました。

10ページです。以上説明した内容で第1表の歳入歳出も710万円を増加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億2,340万円にするものでございます。

次に議案書の13ページをお願いします。議案第3号、平成25年度占冠村公共下水道事業特別会計補正予算、第2号の提案理由をご説明いたします。これにつきましても事項別明細書からご説明いたします。17ページをお願いします。

歳入からご説明します。1款、1項、1目、浄化槽事業、1節、現年度分では個別排水処理施設分担金として3万円の増加でございます。

3款、1項、2目、浄化槽事業、1節、一般会計繰入金では140万円の増加です。

4款、1項、1目、下水道事業、1節、繰越金では前年度繰越金が55万7,000円の増加です。同じく2目、浄化槽事業、1節、繰越金についても前年度繰越金が1万3,000円の増加です。

6款、1項、2目、浄化槽事業、1節、下水道事業債が180万円の増額となっております。

18ページです。次に歳出ですが、1款、1項、1目、下水道事業費、27節、公課費では平成24年度の消費税精査の結果、不足が生じたため、既

存の予算が足りないため、110万円を増額し、予算計上をいたしております。

2款、1項、1目、下水道費の需用費の修繕料が34万4,000円の増加です。これは勤労福祉会館横に住宅が建設される予定ですので、修繕料として公共枡22万3,000円。それとトマム地区大町地先にあるマンホールポンプ場の修繕料として12万1,000円。合計34万4,000円の増加となっています。12節、役務費では10万3,000円の増加でございます。これは中央、トマム、両浄化センターの流入、放流の検査手数料です。

2目、浄化槽費では役務費として1万3,000円を増加してございます。これは新築による個別排水処理施設の水質検査の手数料でございます。

3款、1項、2目、浄化槽の13節、委託料は新築に伴う個別排水処理施設実施設計委託業務費として50万円を計上しています。15節、工事請負費では個別排水処理施設設置工事として273万円を増額計上しています。

14ページです。以上説明した内容で第1表の歳入歳出も380万円を増加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9,880万円にするものでございます。15ページ第2表には地方債補正について記載してございます。以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（相川繁治君） これで提案理由の説明を終わります。

これから議案第1号、平成25年度占冠村一般会計補正予算、第3号の件の質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番、木村一俊君。

○7番（木村一俊君） 何点かお聞きしたいと思っております。7ページの1目、林業振興費です。11節、需用費の修繕料から18節の備品購入費まで、新生産のための基本的な基盤整備のための予算がなされております。これとは別に全員協

議会の資料の中には薪の配送体制用の基盤整備費用として550万円があったと思うのですが、これがないので、それはどういう考えでいくのかどうか、第一点です。それから19節の負担金、補助金の関係なのですが、木質バイオマス推進モデル事業コンソーシアムということで説明があります。さっき説明があったのですが、構成委員負担金ということで、出されるのですが、もう一度、誰に対する負担金なのかという説明をお聞かせ願いたいと思います。それからこのコンソーシアムについてですが、一応、木質バイオマス等の有効利用と湯の沢温泉のランニングコストの削減を図るということで、湯の沢に薪ボイラーを設備するための補助金導入のために設立されたという、ことなんです、薪ボイラー導入のランニングコストがどれだけ効果があるのか。一応、先日もらった試算というか、それが出されておりましたが、このコンソーシアムに構成員として入っている業者さん、薪を使う方と薪を売る方という業者が入っています。それで買う方は安く売ってほしいし、売る方は高く売ってほしい。一応、立方メートル8,000円ということで試算されておりましたが、やはりこの設定価格が大変重要だと思うので、この間の利害調整というのか、それをどういうふうに図っていくのか、その考え方を聞きたいのと、試算によるとコストの削減が150万円程度だった、ということなのですが、燃料費関係で600万円くらいあるので、落とすというのは結構大きなことなのですが、この決算だと結構大きな赤字があるので、まさに焼け石に水という感じだとは思いますが。やはりこの事業は、なるべく上手く行ってほしいので、薪を売ったことによって300万円くらいの収入がその温泉からある訳なのですが、もっと沢山売らないと、結局300万円といっても一人の雇用し

りもっと沢山売らなければいけない。その販売のための利用先をどういうふうに拡大していくか、その点の対策について、どういうふうに考えているのかお聞きしたい。最後に一応、木質バイオマス使っていくのはいいのですが、湯の沢温泉の例でいっても600万円くらいの重油というか、それが売れなくなってしまうのです。やはり商売やってる人というのは600万円売れなくなるということは、1,000人くらいしかいない人口の中では結構大きいのでその対応というか、対策というのはどういうふうに考えておられるのか、お伺いいたします。

○議長（相川繁治君） 林業振興室長、田畑泰行君。

○林業振興室長（田畑泰行君） ご質問のまず一点目でございますが、先日全員協議会の中でご説明をさせていただきました、資料の中に薪の配送体制である程度の基盤整備費を計上いたしまして、ご説明をさせていただきました。その中の供給体制が今回予算計上されていませんよ。それはどういう考え方という、そういうような理解をしております。そのご質問に対しまして、私どもは薪生産に向けての生産体制は村でできる限りの整備していくというようなことで考えておまして、供給体制につきましては事業体といいますか、この薪生産に関わって事業をいただく予定になっております事業者の方に委ねたいというふうに思います。また今まで事業体の方々と鋭意協議相談をしてきましたところ、既存の車両あるいは今使える機械というものもあるということもございまして、供給体制は自力といいますか、事業体での整備が可能だというようなお話がございました。そんなことで今回、供給体制の予算におきましては、計上しなかったということでございます。二点目の19節の負担金の話でございます。今回の薪ボイラーを導入するのは湯の沢温泉に付設する

訳でございますが、その付設するにあたります補助事業、一村一エネ事業という、道単事業がございまして、これに手をあげて今まで取り組んできています。この一村一エネ事業側の仕組みでございますが、この補助事業に取り組む中で普通であれば補助事業、実施主体の占冠村だとかという形の事業展開になる訳であります、今般この一村一エネ事業はですね、コンソーシアム、いわゆる共同体を組織した形でその共同体の中で話し合いながら計画し、企画し、補助事業を実行しろ、という採択要件になっております。それに基づきまして先日協議会でもご説明しましたけれども、このコンソーシアムの構成、湯の沢温泉の構成でございまして、構成員につきましては、湯の沢温泉の指定管理者であります株式会社スポーツピア様、それから株式会社高橋重機様、あるいは有限会社長瀬産業様、それとNPO法人北海道新エネルギー普及促進協会と占冠村この構成されますコンソーシアムであります、代表は占冠村ということで、補助事業の実施主体というのがこのコンソーシアムという中で事業ということでございまして、一時この中で事業展開するということでございまして、予算措置上、一番最初に説明のあった負担金という予算措置になったというようなことでございます。三点目の売上コストの話でございまして、先日も協議会の中で試算としてご説明いたしました、売上を立方メートルあたり薪8,000円というふうな形でのご説明をいたしましたところでございますが、私どもとしましては、ある程度の基本的な状況の中でこの程度でいけるというふうに踏んでおります。A重油ボイラーから薪ボイラーにするにあたってどれだけコストが削減されるかというような試算をした形でのご説明を皆さんにしなければいけないということもございまして、借り置きさせていただいた、あくまで8,000円で

ございまして、この売値というのは最終的には事業を行う事業体の中で決定していただいて、一般の村民の方に供給するというような形で私ども考えておりまして、湯の沢温泉の整備に関わるコストがどれだけ削減されるかという根拠となる借り置きの8,000円でございます、最終的には事業体が売値は決めていただいて、企業努力の中で事業展開をするというスタンスで私どもは認識しております。この薪生産、三点目のご質問はある程度の量の薪を売ること、事業展開が必要でないかという質問でなかったと思っております、私どもは当初湯の沢温泉に薪ボイラーを導入し、この薪事業化に向けて鋭意検討してきました。今ご質問のように湯の沢温泉だけの薪ボイラーだけの薪消費では当然企業化は無理だというふうに私どもは承知しております。そこで、占冠村総合計画にもありますように、木質バイオマスを有効に利用するという一つの考え方がございまして、これを具現化するということもございまして、一般村民に向けにおいてもできる限りのこの薪の供給した形で村内に今まで林産材、山に置いてきた訳でございますが、それを持ち込んで商品、付加価値をつけて村民の皆さんにもこれを活用していただくことで、そこで経済というものが回って村民の中に還元されるのではないかと考えておりますし、それくらいの事業化に向けて私どもも鋭意努力したいというふうに思っております。もう一点、ご質問があったかと思っております。薪を燃料として活用することで、今現在、化石燃料としての活用をしている中で、薪を導入することで、村内の中でその需要量が減るだろうとそうなるかと圧迫するだろうと、それに対する対応はというご質問かと思っております。私どもはこの薪の中でそういう燃料として活用することで、化石燃料であれば外にお金がいり、貨幣がいりということもございまして、村内で薪という経

費が回ってくるということもございますので、現実的には論理的に化石燃料の圧縮が予想されますけれども、これが今の段階でどれだけ圧縮されるのかというのがまだなかなか推定できません。現実的にA重油の消費量が減ったということで、経済圧迫するということであれば、その段階で鋭意前向きにご検討させていただきたいというふうなことで思っています。

○議長（相川繁治君） 7番、木村一俊君。

○7番（木村一俊君） 今、室長の答え、ありがとうございます。答えの中で価格設定の件に関しては事業体の中で構成員で協議して決めようという話でした。その構成員が買う人と買わない人とさっき言ったように利害関係が相反する話になるので、やはり調整というのかそれは必要なとは思いますが、それは必要ないのかどうかということが一点と、薪ボイラーを普及するのに村内への周知、宣伝をしていくという話でしたが、具体的にどんな方法を考えているのかどうか、あれば教えていただきたいと思います。以上です。

○議長（相川繁治君） 林業振興室長、田畑泰行君。

○林業振興室長（田畑泰行君） 売り手、買い手の方がコンソーシアムに入っていて、それがいかなものかというご質問であったのですが、この補助事業に関わってコンソーシアムを構成した形でございます、湯の沢の薪ボイラー、整備に関わる部分だけのサポートピアさんが、湯の沢温泉の指定管理者であります、買い手の中でも入っていると。この補助事業が終了した段階では一消費者といえますか、そういう位置づけでものを考えておりますので、その辺の調整というものは補助事業をやる、湯の沢温泉に薪ボイラーが整備された折には一消費者として位置づけで、経済雇用の中で話し合いながら価格決定されるものだと私どもは思ってお

ります。二点目ですが、村民に対する薪消費に関わる普及はどうするのだという質問でございますけれども、大勢の人に薪を消費していただきたいという願望を私どももっております。ただ現状、どのレベルで薪を消費していただけるのかというものがまだ推定内程度でございますので、近い時期にモニターなどを募集しましてあるいはアンケート調査などを実施いたしまして、薪の可能性を調査させていただき、ひと冬のくらい一般家庭で消費するものなのかというようなものをモニターを募集しながらそういう地道な活動の中で消費拡大に向けた取り組みをしていきたいというふうに思っています。

○議長（相川繁治君） 7番、木村一俊君。

○7番（木村一俊君） 今、結局お客さんというか、薪の使ってくれるところというのは湯の沢温泉で年間300万円くらい入るということです。そして、結構事業やる人、配送関係の車両は自分のところで整備しろ、用意しろ、という見積では550万円でしたか、自分のもっているのを使うという、そういう話もあります。結構そういうお金だとか入ってくるのが300万円くらい、村では2,500立方メートルあるということでもし全部売れたとしても1,500万円、薪で持ってもお金にならないので、どんどん売れないとお金がやはり回らないと思うのです。業者が二人雇うとしても一人300万円から400万円かかると見積っても、どんどん売ってお金にしないと資金大変なのではないかなと僕は考えます。だから事業体を助ける何か施策というか補策というか、その考慮というか、配慮というかそれがなされていないのかどうか、考えていないのかどうか、そこだけ聞いて質問を終わります。

○議長（相川繁治君） 林業振興室長、田畑泰行君。

○林業振興室長（田畑泰行君） 薪需要に向け

て事業体にある程度助成的な対応が必要ではないかというご質問だったと思います。ご案内のとおりこの木質バイオマスの有効利用に向けて今回薪事業化は第一歩だと思います。そのきっかけといいますか、第一歩を踏み出すことによって役割といいますか、村はその生産基地であります、施設整備で供給体制につきましては既存の事業体にご協力いただいてそこで一歩踏み出したい。今まで何回か話し合ってはきておりますが、既存の基盤といいますか、車両等、活用しながら十分に供給はできるよというお話をいただいております。一歩踏み出した中でいろいろな課題が出てくると思います。私どもとしまして精一杯のご支援、ご協力をさせていただきたいと思っています。

○議長（相川繁治君） 他に、質疑はありませんか。

2番、長谷川耿聰君。

○2番（長谷川耿聰君） この木質バイオマス、予算の林業振興関係で、ただいま木村議員から質問があったのですが、木質バイオを第一歩を踏み出すものですからもう少し細かく質問したいと思います。なお、これにつきましては24日ですか、全員協議会もありましたけれども、若干重複する面もありますので、ご了承いただきたいと思っています。この事業の一番大切なのはやはり企業やはり実施する企業ですか、事業者ですか、ここで林業振興室から出された資料には長瀬産業それから高橋重機、この共同企業体が実際に実施する訳です。その方もいいし、それから買って使う、温泉ですから。温泉もよろしいと、両者が良くならなければならないと。そこで一番大切なのは、一体立方メートルあたりの単価はいくらにしたらよろしいのかということが一番ここでは重要な問題だと思います。それでこの単価をいかように設定するか。一つの計画の中でこの木質バイオボイラーどうい

ように計画しているのか。村として一連の計画について試算がされてると思うのですが、それで村の試算がありましたらその数字を教えてください。先ほど売る単価は業者が決めると、確かにそうでありますけれども、村が一つの事業計画するにおいてこういうような試算をして、これだったら大丈夫だという金額がはじき出されるのはこれ当然だと思いますので、それで村が試算をしているのでありましたら、この試算の中身を教えてください、それが一点。次に用地の問題です。これは斎藤木材の跡地を利用するのでありますけれども、ここは全員協議会でも申しあげましたように、新規企業誘致、いろいろな施設が存在しているのでそれを修理しながら使うことが非常に便利であると、いうことでこれで決めたということなのですが、それはそれとして、実際にいつ企業が入ってくるか、それも未定でございますが、これに関して万が一入ってきたと仮定した場合の代替地は検討されたか、してないか。次に付近の住民に対して少なかれ騒音、木を切る粉じん公害等々があります。これについてどのような対策を考えているか。それから鹿の解体所とちょっと訳が違うのですが、その時も地域住民の方といろいろ話をして、あの地域はだめだということになったのですが、付近の住民との話し合いはどのようにされてるか、村は一方的に決めたものか、そこをお伺いしたいと思います。それから、次にストックヤードの将来性、これはここで多額な金額をかけて施設や待合所だとか、薪の置き場所だとか作るのですが、将来、おそらく木質バイオについて薪だけの問題ではないと思いますので、例えばチップ、ペレット、木質パウダーなどというのが将来想定される、そういうものができた場合にはこの場所そのまま移動して使う考え方があるのか、ないのか。お伺いしたいと思います。

次にこれは一般質問と違って一問一答ではないものですから、何点か質問させてもらいます。山元からストックヤードまで運搬して、そこで木を加工すると。加工した木に単価をつけられて売ることなのです。それでこの単価が先ほど言いました一番大切ですが、ここでどの程度までたずさわる企業が行うか。例えば山元でもって土場で間伐材だと思うのですが、間伐材を積んで、それからストックヤードまで運ぶ運搬、当然加工製品販売は、これは業者がやるのですけれども、運搬それに経費、それから木代金、売りますから当然かかると思うのですよ。そういうものをどのように考えているのか、お聞きします。次に機械器具関係、これはここに予算があるように、多額の金額で機械器具をそろえる訳なのですけれども、薪割機ですとかホイローダーというものの、貸付条件です。無料で貸すか、それとも有料で貸すのか、これにも耐用年数というものがあって壊れたら、この使っている事業者が自分で買って将来ですよ、自分で使うものなのか村でまた買ってあげるのか、その考え方をお聞かせ願います。それからもう一つグラップルソーですか、これは1,950万円確かりースということでお伺いしたのですが、耐用年数が何年で年間リース料いくらもらうのか、これについてお伺いしたいと思います。これ質問が三回なものですから、続けてもう一点だけ申し上げたいことがあります。実は私この林業振興室から出てきた、ただ今、木村議員との間にもお話がありました単価です、先ほど言いましたように、年間の立方メートルあたりの単価が8,000円、これは非常にこの事業に対する単価で重要なのですが、実際よく聞いてみると8,000円は例えば8,000円ということで架空のいわば数字であると。計算されて出した数字ではないというふうに直接振興室長からお伺いしたのです。それで

架空の単価で出すとだいたいA重油との間で156万7,000円、これはボイラーの村負担分ですか1,864万円。そこでお伺いしておきたいのが、ボイラーの耐用年数は何年なのか、お伺いします。それで実際に8,000円という単価は非常に重要だということは何回も申し上げているのですが、これが架空の数字でここに出されたということについて、私非常に疑問です。少なくとも議会の協議に出すには根もない数字でこういう試算をするというのはいかななものかと。少なくともこれは私は何がしの計算をされて出されたものだと思ったものですが、そうではなかった。こういうような出し方というのは、この姿勢に対して私は憤りをかんじております。率直に言って協議会ですから、ある程度真実性のあるものを出して、12年間で償却できるよという協議ならまだしも、まったく架空の数字で出す、そういう姿勢についていささか疑問を感じているし、率直に申し上げて議会を少し軽く見ているのではないかと私は考えております。この件につきましては、私自身の考え方です。もう一度申し上げますけれども、やはり協議する資料はある程度真実性のある書類を作って協議するのは僕は当たり前だと思うし、これだけ大きな事業でやるならば将来性を持続して考えるならばやはり真剣なる試算、これをしなければならぬと思うのですけれども、そこを申し上げて一回目の質問にします。

○議長（相川繁治君）　ここで答弁調整のため、午前11時10分まで休憩します。

休憩　午前11時00分

再開　午前11時10分

○議長（相川繁治君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

長谷川議員に申します。もう少し質問事項を要約して、そして一般質問ではないので、私的な意見は差し控えていただきたい。

総務課長、田中正治君。

○総務課長（田中正治君） 財産に関わる件につきましては私の方からご答弁を申し上げたいと思います。まず、用地の関係です。用地につきましては、占冠村活力ある村づくり対策条例を作った際に企業誘致の斡旋候補地ということで、何ヵ所か選定をしてございます。旧高谷木材、それから地域振興住宅の表側です、それから斎藤木材、営工団地付近ということであくまで斡旋候補地ということで、この土地をこれだということで指定した訳でもございませんし、他に利用してはだめだという縛りはないと考えています。今回、斎藤木材の跡地未利用ですが、この土地については2万3,200平米メートルございます。今回、この薪生産に使う土地が1,000平米メートルということで、一定の企業誘致がもしあっても、約2万平米メートルの土地がああ場所にもあるということで、代替としても活用できる可能性はあると考えております。それから貸付の関係はこの薪生産施設につきましては、一応普通財産、ということで無償貸付を考えております。無償貸付にあたっては財産台帳の内容を登載して無償貸付のための議決を得ると。いうことになりますので、条件が整備された段階で無償貸付の議案を提案させていただいて、それらの内容をご理解いただくと。いうことで考えておまして、機械の破損等につきましては修繕です、事業者が負担していただくという方向で調整をさせていただきたいと考えています。以上です。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 長谷川議員の最後の質問だったかと思いますが、架空の単価で説明、協議するのはいかがなものかというご指摘がありました。立方メートル8,000円の数字でございますけれども、細かい積み上げでそういった試算の結果の数字でございまして、そう

いった細かい内容を公表するとなると、事業者があくまでも単価を決めるものですからその村の数字に拘束されかねないということがございまして、村で積み上げた単価の内容については公表を差し控えたいと、このように考えてございます。以上です。

○議長（相川繁治君） 林業振興室長、田畑泰行君。

○林業振興室長（田畑泰行君） 長谷川議員からの質問の中で薪生産の生産基地、ストックヤードの用地につきまして粉じんあるいは公害に対する対策はいかがなのかということでございますが、私どもは薪生産において一般的な公害が発生するというような認識は私どもはしておりません。そこで今質問があればですが、この公害対策というのもございますし、近隣あるいは行政区への説明は今後したいと鋭意思っております。それからストックヤードの将来性、チップの木質バイオマスの転換になったらどうなのかということでございますが、その折は今のストックヤードの拡大、拡充したような形での活用というようなものを私どもは期待しております。それから、山からストックヤードの協業体の役割はいかがか、という話でございますが、今既存の事業体の中で運搬あるいは伐採をストックヤードにもってくるような形でございますので、この協業体の役割というのはこの事業体の中で話し合いながら効率的に考えると、実行していただけるというようなことで考えております。そこで質問の中に木代金はどうするの、というような形でございますが、当然今までどおり村有林をその薪としての原材料につきましては従前通りそれなりに積算した形で薪生産の事業体にお売りするというようなことで考えておりますし、今いくらで売のかという質問でございますが、これはその場所場所、地形、それから現場からストックヤードの距離など、

いろいろな要因の中でその単価が変わる訳でございまして、今ここでいくらというようなことを差し控えたいと思います。それからグラブソールソー、薪生産における生産基盤整備のグラブソールの耐用年数は何年だという質問でございまして、法的には7年というふうに考えておりますが、私どもはできる限り長い年数でそれを稼働させたいというふうに思っております。それから湯の沢に導入する薪ボイラーの耐用年数ということではございますが、これも15年というふうに私どもは承知しておりますが、できる限り長く対応させたいと考えています。以上です。

○議長（相川繁治君） 2番、長谷川耿聰君。

○2番（長谷川耿聰君） 一点だけ、私今議長にも指摘されてるのですけれども、私の言っている単価は、これ重要なんですよ。それでこの単価をどのような形で仮に計算しましたか、ということで過日、林業振興室長にお伺いしたのです。そしたらこれは例えばという話で計算された数字ではない、これはいわゆる例えばという数字だから、架空の数字であると。こういうものをもって議会の協議会に臨むのはいかなものかと。だから計算された数字があってそれは今見せられないのだと、いうのであるならば私はそれで納得したのです。そういうふうには言わないものですから、あえて私はここで今聞いたのです。だから架空の数字を作って議会の協議会ですから、架空の数字を使って出すのは失敬な話ではないかと。当然そういうふうを感じるのではないですか。村長の今の言ってるのと当時室長の言ってるのと違ったのですよ。何がしの計算をされてそして、これ計算するの当たり前だと思うのです。だから公表できないのだったらできないのです。そう言ってくれば別にどってことなかったのです。だから初めからきちんと一貫した説明を

してもらわないと非常に困るのですよ。私は今、室長の話聞いてると、木代金は何がしか知らないけれども、もらうということ。それともう一つは質問漏れがあるのですよ、答弁漏れ、トホイローダーだとか薪割機械はどういうふうに対応するのかということ。それからヤードの管理棟だとか、これ村でも700万円近くお金出してやるのですけれども、これの使用料だとか、こういうものあると思うのです。原木を売るといことは理解したのです。薪割機械だとか、ホイローダーですか、これだったらヤード整備費とか管理棟の使用料の関係はどのようにするのか、お伺いします。

○議長（相川繁治君） 総務課長、田中正治君。

○総務課長（田中正治君） この薪生産施設につきましては、先ほど答弁したとおり、土地それから機会、含めて無償で対応したいということです。これらについては普通財産という扱いで無償で対応し、修繕料については負担していただくということで考えておまして、それらの備品台帳、それから土地、面積など確定いたしましたら、これは無償ですので、議決事項になるかと思っております。それらを議決事項として議会にご相談申し上げたいと思っております。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 単価の設定の関係でございまして、村としてこの事業がどれだけの効果があるのかそれを考えるために当然、単価計算は行っております。先ほど申しましたように、細かい積算でこの単価を出しておりますけれども重複しますが、この内容が公になりますと、この数字で拘束されるとそういう可能性もあるものですから、あくまでも売値については事業者が決定していただきたい、そういうことがありますので、今回は公表を控えさせていただきます、繰り返しになりますけれども、本当に細かい数字の積み上げで村の場合は

積算して事業効果を出してございます。以上です。

○議長（相川繁治君） 2番、長谷川耿聰君。

○2番（長谷川耿聰君） 私どうしてもいろいろと細かい質問をする、これどちらも利益を得なければならぬ、これ先ほど言ったように、それであるならば、グラップルソーの対応でリースで、こういうものもそれから村有林の材ですが、原木ですか、こういうものもおそらく間伐、除伐後の材なのですけれども、こういうものをとらないで、いっそのことある程度試験期間として全部無償で貸して、木代金も取らないでやってはいかかと思うのです。これざっと見てもこれいくら計算してもこれ8,000円なら高すぎるし、これは仮になんだけれど、やはり薪の市場性というものはあるのですよ。現に薪1立方メートルいくらで売ってるかという、これ全道的に調べてみないといけないし、高ければ買わないし、安ければ業者が損をする。損をさせてまでやるということにはならないのですから、私の腹の中としては機械器具一式、今回に限り、無償で貸付するので木代金も取らないと、だからあなたたちこれでやってくれと。最低限の単価を作って湯の沢温泉なり、村民に売ってくれと、いうことでやらなければならないと思うのです。私はそういうふうに考えているのです。村長、その考え方はいかがですか。だからここでは耐用年数でリースなんてしないで、これ村で全部負担してやった方がいいですよ。私はそういうことを考えています。村長、勇断をもって答弁してください。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 薪の単価については、私どもで調べた段階では安い方の気がいたします。もし必要であれば後で室長の方から何件か調べた数字がありますので、ご報告したいと思います。また新エネルギーこれは先ほど室長が

言いましたように、第一歩でございませぬ。ここで、道筋をつければ軌道に乗る事業であるかと思っております。ただ先ほど長谷川議員、大変うれしい提案をいただきましたけれども、やはり、村と事業者と一線を画すべきところはきちんとしなければならぬ、私はそのように考えておりますので、もらうものはもらう、無償で対応するものは対応する、そのめりはりはつけてまいりたい、このように考えています。以上です。

○議長（相川繁治君） 他に、質疑はありますか。

3番、山本敬介君。

○3番（山本敬介君） いくつかご質問させていただきたいと思っております。難しい話が多かったものですから、ちょっと村民目線で簡単に分かりやすく答弁をさせていただきたいと思っております。まず、5ページ、歳入のところ、18款、1項、7目の林業振興基金の繰入金で今回3,000万円繰入する訳ですけれども、林業についてはですね、これから再生プランにそっていろいろ展開が考えられるというふうに思います。振興基金の残と今後の見通しについて回答いただければと思っております。続きまして、6ページ、歳出の6款、1項、4目、農業構造改善事業費、15節、ニウサイクリングターミナル等の解体工事でございます。これも全員協議会等で説明がありました。本会議場でもう一度、確認をしたいと思っております。ニウの元住民、卒業生など非常に思い出のある地であります。ここにある石碑などの取り扱いについて答弁を求めたいと思っております。続きまして7ページです。6款、2項、1目、林業振興費の中のまず、18節の備品購入費ですね、グラップルソー、ミニホイールローダー、薪割機、この3つについてどういったものか分かりやすく説明をさせていただきたいと思っております。このあたりの展開についてこの前にも質問がありました、今後の木質バイオマスの展開という

ことですが、全員協議会でもちょっと質問させていただいたのですけれども、炭の生産が今現在、占冠村で行われています。同じように村有林の間伐材等使って生産をしていますが、やってらっしゃる方の高齢化を伴ってですね、再構築の時期にきていると、いうふうに聞いております。これについてもですね、この中でどういうふうに考えていらっしゃるのかということを一言コメントいただきたいと思います。最後に同じページの20節のエピペンですけれども、エピペンについては以前、給食等でですね、質問させていただきました経緯があります。村内非常に広いですから、アナフィラキシーショックになった時に対応できる場所、時間等考えてエピペンの常備というのは非常にこれから大切になってくるのかなというふうに思っております。こういうふうに予算化で出てきたのは初めてだということですので、どういった考えでこういった助成を行うことを考えたのかなと確認したいと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 炭の生産の件でございますけれども、炭の生産も長い歴史がありまして、いろいろな形、変遷を加えてきています。現状を言いますと山本議員、ご指摘のように高齢化が進んでいるというようなことがございます。また、技術の伝承ということもありまして、考えていかなければならない時期だと思っています。ただ村単独で事業を進めてる訳ではありませんで、関係する機関と協議して、結論を出していきたいと思います。以上です。

○議長（相川繁治君） 総務課長、田中正治君。

○総務課長（田中正治君） 5ページの林業振興基金の残額と見通しということで、ご質問がありました。端数の数字はちょっと勘弁いただいて、林業振興基金現在、4,800万円あります。今回3,000万円いきますと、4,300万円というこ

とで残額500万円ほどなります。私、財政運営上今回3,000万円基金を投入して、これらの整備をするということで基金使わせていただきましたけれども、林業から得る収入と、これからあります一般財源等が出て来たら、これからの林業振興、つまり山づくりに関わる経費について、林業振興基金に積立を過去もしてきましたけれども、これからもそういった積立をして、基金の積立を、永続化といいますか基金をもって運営できるような基金にしていきたいと思っておりますので、今回3,000万円使わせてもらいましたけれども、増やすことも考えてご理解をいただきたいと思います。

○議長（相川繁治君） 産業建設課長、尾関昌敏君。

○産業建設課長（尾関昌敏君） 私の方からは8ページの6款、1項、4目の農業構造改善事業費の中の15節、工事請負費の内容についてご質問がありましたのでお答えしたいと思います。解体工事の物件ですが、サイクリングターミナル本体、それから林間学校の解体、それから隣接します職員住宅の解体というようなもろもろの物件合わせて3,472万円という解体工事費を道単価の積算ではじいております。議員から今質問がありました、この解体の敷地内には記念碑、林間学校の中にはパネル等があります。これはこの住民、以前この地域に住んでいた方にとっては貴重なものでございますので、記念碑につきましてもこの場所がいいのか、敷地内のどこか動かしたらいいのか、ということは鋭意検討していきたいと思います。パネルにつきましても、占冠地域交流館と郷土資料室で保管する方向で検討していきたいというふうに思っています。以上です。

○議長（相川繁治君） 林業振興室長、田畑泰行君。

○林業振興室長（田畑泰行君） 林業振興費の

中の18節で薪生産グラブプルソーあるいはミニホイローダーの役割というものでご質問いただきました。薪生産に関わってですね、いろいろ重機が必要になっていきます。その中でグラブプルソーの役割ですが、これはユンボの先につかむものがありまして、そこに転送機能が付設されておりまして、原木を玉切る、いわゆる薪化する、自動的に出てまた切る、というような機能をもった機種でございまして、これがその役割でございます。もう一つミニホイローダー、これは今ストックヤードにある程度原木がある訳ですが、それはどうしても薪化するために移動しなければならないということで薪を持ち上げて、薪も移動しますけれど、原木も移動し、あるいは薪化されたものをコンテナに入れた時に一時的に移動するというような活用を考えております。それから林業振興費の20節で扶助費でエピペン携行助成ということで2万円を計上させていただきました。これはご案内のとおり従前から蜂に対する携行ということで考えておりますが、今年、4月に採用になった私どもの仲間と、7月に地域おこし協力隊で2名、が、林業振興室に新規に配属になっております。この3名に山に行く折に蜂対策ということでエピペンを携行させるというような必要がございましたので、常時山に行く時に携行させるための経費として考えております。

○議長（相川繁治君） 3番、山本敬介君。

○3番（山本敬介君） エピペンについてお答えしていただきました。行政としても必要であろうと、いう判断で今回携行する予算をたてられたということなのですけれども、これ年間10日、1年間の使用期限というか有効期限があって、更新していかなければならない、毎年かかっていくお金になって、林業をやってらっしゃる方、いろいろな方がこの危険性を認めていかなければいけないというふうになってくると思

います。これについてはまた、引き続き他の場面でご質問させていただきたいと思います。今後、エピペンを村内でしっかりと携行していく体制を作られるそういうような方向性があるのかどうか、村長にお伺いしたいと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 直接生命に関係する事項でございますので、現場に多く行く部署についてはエピペンの携行をさせたいと思っております。住民対応ということでございますけれども、いろいろな状況があるかと思えます。そこもまだ調べておりませんので、まず、どのような状況なのか、現況を把握したいと思えます。以上です。

○議長（相川繁治君） 他に、質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第1号、平成25年度占冠村一般会計補正予算、第3号の件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり、決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから、議案第2号、平成25年度占冠村簡易水道事業特別会計補正予算、第2号の件の質疑を行います。

質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
次に議案第2号、平成25年度占冠村簡易水道
事業特別会計補正予算、第2号の質疑を行いま
す。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから、議案第3号、平成25年度占冠村公
共下水道事業特別会計補正予算、第2号の件を
採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり、決定することにご異
議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されま
した。

◎閉会の議決

○議長(相川繁治君) お諮りします。
本臨時会に付議された事件は全て終了しまし
た。
したがって、会議規則第7条の規定によって
本日で閉会したいと思います。これにご異議あ
りませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。
したがって、本臨時会は、本日で閉会するこ
とに決定しました。

◎閉会宣言

○議長(相川繁治君) これで、本日の会議を
閉じます。
平成25年第4回占冠村議会臨時会を閉会いた
します。

閉会 午前11時43分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成25年 8月14日

占冠村議会議長 相川 繁治

(署名議員)

占冠村議会議員 工藤 國忠

占冠村議会議員 木村 一俊